

速やかな「労災保険給付」のため 請求書の作成にご協力をお願いします

- 工作中や通勤途上のケガ等は労災保険給付の対象になります
- 請求には所定の請求書の提出が必要です

労災保険制度では、労働者が業務中や通勤途上に災害にあい、その災害によって負傷または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。

請求書の速やかな作成にご協力ください

- 請求書には、事業場の労働保険番号等のほか、事業主の証明欄に所定事項の記入をお願いします。
- 治療に関する請求書は、速やかに労災病院や労災保険指定医療機関に提出されるようご協力をお願いします。

※労災病院や労災保険指定医療機関以外で治療を受けた場合、請求書は所轄の労働基準監督署に提出してください。

事業主の証明の例
(療養の給付請求書)

業の者については、業、所及び所に記載したとおりであることを証明します。		令和3年 5 月 30 日
事業の名称	〇〇工業株式会社	電話(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
事業場の所在地	川崎市川崎区榎町〇-〇	〒 210 - XXXX
事業主の氏名	代表取締役 〇〇 一郎	
<small>(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)</small>		
労働者の所属事業場の名称・所在地		電話() -
<small>(注意) 1 労働者の所属事業場の名称・所在地については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載してください。 2 労災労働者について、療養給付又は後遺障害給付のみの請求がなされる場合にあっては、派遣先事業主は、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨裏面に記載してください。</small>		

被災された労働者が速やかに保険給付を受けられるよう、
ご協力をお願いします。

請求書、パンフレットのダウンロード

労災に関する請求書及びパンフレットは、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードできます。



<労災パンフレット>



<請求書様式>

お問い合わせ

最寄りの労働局・労働基準監督署へお気軽にお問い合わせください。

- お電話でのご相談
労災保険相談ダイヤル：0570-006031
(平日8:30~17:15)
※ご利用には通話料がかかります。

労災保険給付に関する一般的なご質問はお電話でも受け付けています。



<労働基準監督署一覧>